

外国人住民施策庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 市における市内に居住する外国人に対して行政サービスを円滑に提供するため、外国人住民施策庁内連絡会議（以下「庁内会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 外国人住民対応に関すること。
- (2) その他外国人住民対応に係る必要な事項の調整に関すること。

(組織)

第3条 庁内会議は、別表に掲げる所属の所属長より選出された職員をもって組織する。

2 会長は、国際交流課長をもって充てる。

3 会長は、庁内会議の事務を総理し、庁内会議を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した職員が会長の職務を代理する。

(会議)

第4条 庁内会議は、必要の都度会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、別表に掲げる所属の追加をすることができる。

(庶務)

第5条 庁内会議の庶務は、国際交流課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

所属
広報課
国際交流課
政策企画課
市民税課
戸籍住民課
国保年金課
子育て給付課
保育入園課
クリーン推進課
住宅政策課
学務課
指導課